

宅地開発を  
検討中の皆様へ

東京都都市整備局市街地整備部  
(公財) 東京都都市づくり公社

## 「無電柱化無料相談窓口」の設置のご案内 ～宅地開発無電柱化支援事業について～

東京都は、無電柱化を推進するため、宅地開発時における無電柱化に補助を行う「宅地開発無電柱化推進事業」により、住宅地の防災性の向上と良好な都市景観の創出に取り組んでいます。

(公財) 東京都都市づくり公社は、東京都との連携・協力のもと、「宅地開発無電柱化推進事業」の普及促進のため、開発事業者や設計会社の皆様へ、**配線計画案の作成や概算費用の算出等の支援を無料で行う**「宅地開発無電柱化支援事業」を令和6年度から実施しています。

宅地開発に伴う無電柱化に興味をお持ちの方、お気軽にご相談ください。



【無電柱化したまち並みイメージ】

### 相談窓口の連絡先

受 付：公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所 防災まちづくり課

電 話：03-6300-5444 メール：takuchimudenchu@toshizukuri.or.jp

住 所：東京都渋谷区代々木一丁目21番10号 インターパーク代々木6階

受付時間：令和9年2月19日（金）まで【予算を越えた時点で終了する可能性があります】

午前9時～午後4時30分（土日祝日、年末年始を除く）

※相談場所は、本社（八王子市）でも対応できます。

まずは、電話・メールにてお問い合わせください。

公社のホームページに支援事業の情報を掲載しております

<https://www.toshizukuri.or.jp/information/mudenchu.html>



## 宅地開発無電柱化支援事業について

### 〈〈 支援業務の内容 〉〉

- 宅地開発に伴う無電柱化検討支援  
開発道路の無電柱化を行う場合の配線計画案作成、想定事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、その他宅地開発無電柱化に関する個別のご相談への回答

### 〈〈 利用できる方 〉〉

- 開発事業者及び開発事業者から設計を依頼された設計会社

### 〈〈 対象要件 〉〉

- 東京都内において、都市計画法第 29 条の開発許可を受けて行う開発事業であること
- 住宅を主な用途とする開発事業であること  
(開発戸数 20～30 戸程度の規模を上限とさせていただきます)
- 公道又は私道を整備する事業であること

### 〈〈 必要となる資料 〉〉

- 相談申込票
- 位置図
- 土地利用計画図
- 開発事業の全体スケジュール

### 〈〈 その他 〉〉

- 限られた予算内での執行となるため、無電柱化支援は 1 事業において、各種資料作成は **1 回まで**とさせていただきます
- 検討期間として 10 日～2 週間程度をいただきます
- 無電柱化を必ずしも採用できなくても、相談可能です
- 相談内容によっては全てのご質問に回答できない場合がありますので、予めご了承ください
- ご提出いただいた資料及び無電柱化支援で作成した資料については、東京都及び公社が委託する専門コンサルタントと情報共有させていただきますので、予めご了承ください
- 宅地開発における無電柱化の支援事例として P R にご協力いただく場合があります
- 公社にお越しの際は、事前にお電話にてご連絡ください
- メール・電話での対応も受け付けています

※その他、宅地開発に伴う無電柱化に関する一般的なご相談も随時お受けいたします

### (参考)

東京都が推進する「宅地開発無電柱化推進事業」も合わせてご活用いただけます  
詳細は下記 URL 又は右側の QR コードよりご確認ください



[h ttps://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu)